国土交通省 北陸地方整備局
富山河川国道事務所
Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料
令和7年5月23日
配布：県政記者クラブ
扱い：配布後解禁

特殊車両指導取締り結果

令和7年5月22日（木）14時～16時に朝日町（あさひまち）の朝日（あさひ）道路ステーション（富山県朝日町（あさひまち）宮崎（みやざき））にて、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊車両の指導取締りを実施しました。

取締り結果

取締り実施台数：2台
うち、違反指導を行った台数：0台

※取締りでは車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し、特殊車両通行許可証の内容を確認しています。

【特車取締り状況】

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適正な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるように呼びかけてまいります。

お問い合わせ先

■道路管理第一課長　橋本（はしもと）　嘉雄（よしお）　TEL：076-443-4722（直通）
FAX：076-443-4723

国土交通省　北陸地方整備局　富山河川国道事務所
TEL　：　076-443-4701（代）（夜間・休日）
〒930-8537　富山市奥田新町（おくだしんまち）2番1号

パレットとやま

最新情報はこちら
HP https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/
X(旧Twitter) https://x.com/mlit_toyama
YouTube https://youtube.com/@mlit_toyama
Instagram https://www.instagram.com/mlit_toyama

[事務所HP] [X(旧Twitter)] [YouTube] [Instagram]

X(旧Twitter)等の映像・画像は報道資料として使用可能です。使用においてはクレジット表記をお願いします。

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第 47 条 1 項、車両制限令第 3 条）

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2．5メートル
長さ		12．0メートル
高さ		3．8メートル（高さ指定道路は4．1メートル）
重さ	総重量	20．0トン（高速自動車国道および重さ指定道路は25．0トン）
	軸量	10．0トン
	隣接軸量	○隣り合う車軸の軸距が 1.8 メートル未満　18.0 トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3 メートル以上、かつ 隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 トン以下のときは 19 トン） ○隣り合う車軸の軸距が 1.8 メートル以上　20.0 トン
	輪荷重	5．0トン
最小回転半径		12．0メートル

これらの制限値を一つでも超える車両は
「通行許可」または「通行確認」が必要です！

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または
従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください